

令和6年度保育所入所申込みについて

1. 保育所の利用について

保育所は、保護者の仕事や病気等により、保育を必要とする児童に対して保護者に代わって保育を行う児童福祉施設です。そのため「集団生活に慣れさせるため」「下の子の育児に手がかかるから」「友達がいないから」等の理由だけでは入所できません。

2. 申請期間等

希望保育施設	申請場所	申請受付期間	申請受付時間
・小牛田保育所 ・なんごう保育園	希望の 保育施設	10月23日(月)～11月2日(木) ※土曜日は8:30～12:00まで受付 ※日曜日を除く	8:30～17:00
・食と森のこども園美里(保育枠) ・町内小規模型保育施設 ・他市町村保育施設	子ども家庭課	10月23日(月)～11月2日(木) ※10月27日・10月30日の2日間は 19時まで受付 ※土曜日、日曜日を除く	8:30～17:15

※小牛田保育所・なんごう保育園へ入所希望の場合、保護者と児童との面談を実施しますので、必ず入所を希望する児童（生後3か月未満の児童は除く）と一緒にお願いします。

※**受付の順番については選考基準に影響しません。**時間に余裕をもって申込みください。
入所選考基準についてはHPに掲載しております。

※各施設へ入所を希望する際は、**希望する施設を十分に確認した上で申請**してください。

3. 申請必要書類

(1) 「支給認定申請書兼利用申込書」もしくは「支給認定現況届」（児童1人につき1部）

(2) 現況調査票 ※現在保育所に入所している方は不要。

(3) 保育が必要であることを証明する書類（同世帯で児童2人以上の場合は1部）

- ①就労の場合 → 「就労証明書」（様式指定）就労している65歳未満の家族全員分
- ②自営業・農業の場合 → 「就労申立（証明）書」（様式指定）と「確定申告書の写し」
- ③病気を理由とした場合 → 「医師の診断書」又は「身体障害者手帳の写し」や「療育手帳の写し」
- ④出産を理由とした場合 → 「出産証明書」や「母子健康手帳の写し」
- ⑤就学等の場合 → 「在学証明書」等
- ⑥求職活動の場合 → 「ハローワークカードの写し」や求職活動の状況を確認できるもの
- ⑦その他 → 家庭で保育できない状況を証明するもの

※勤務先の都合などで就労証明書の発行に時間がかかる場合は、子ども家庭課までご相談ください。

また、勤務状況等が変わった場合は、**速やかに変更後の就労証明書等を提出**してください。

※申請書を提出してから、職場の変更や求職活動中となった場合、入所までに**申請時と同等の就労時間での就労をする**必要があります。

申請時と大幅に就労時間が変わる場合、**入所取り消し**となる場合があります。

(4) 利用者負担額（保育料）算定のため必要な書類（児童の父母分）

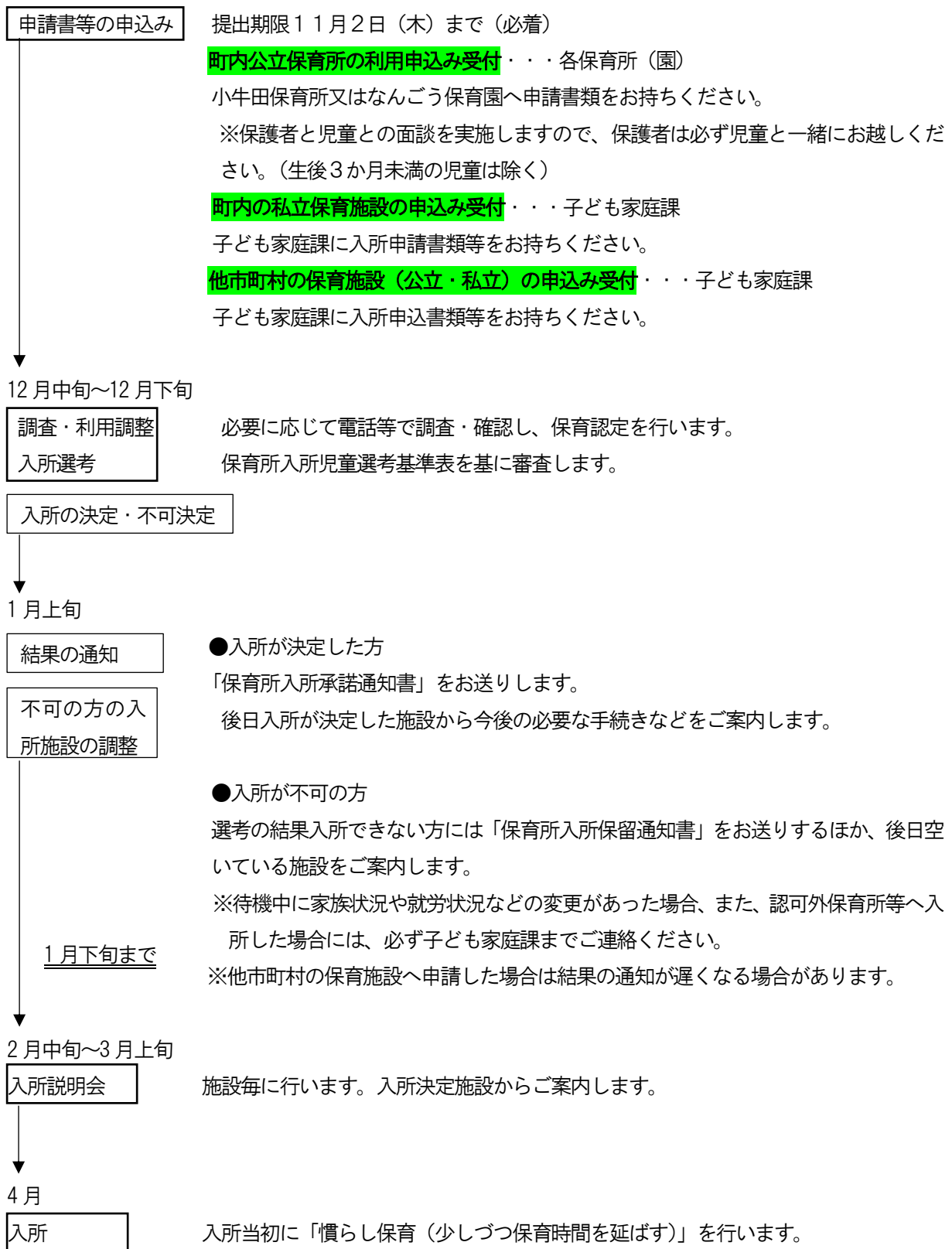
①令和5年1月1日現在で町外に住民登録をしていた方のみ提出

→令和5年度市区町村民税課税（非課税）証明書（控除記載があるもの）

②世帯に在宅障害者がいる方のみ提出

→利用者負担額が軽減される場合がありますので、その方の身体障害者手帳等を提出してください。

保育所入所までの流れ



※上記提出期限以降も随時受付は行いますが、優先順位は下がりますのでご承知ください。